



JFSTA NEWS

NO. 14
2011. 8. 25

目 次	
山口県における栽培漁業の現状と今後の展開方向……………1	
事務局便り……………12	会員の獲得について考えること……………13

山口県における栽培漁業の現状と今後の展開方向

有 菌 眞 琴

平成 22 年 12 月に国の『第 6 次栽培漁業基本方針』が公表された。この方針に示されている 10 項目の基本的指針及び指標の中で、筆者は以下の 4 点が重要であると考え（文言の要約は筆者）。

- ①放流種苗を成長後に全て漁獲することを前提とした従来の「一代回収型」に加えて、親魚を獲り残して再生産を確保する「資源造成型」の栽培漁業を推進する。
- ②多種・少量又は分散放流とならないよう、漁獲量に有意な変化を与える規模での放流及び対象種の重点化に努める。
- ③都道府県の区域を越えて回遊する広域種については、関係する都道府県間の連携・共同組織の構築を推進するとともに、必要に応じて国等も含めた推進体制（海域栽培漁業推進協議会等）づくりを図る。
- ④関係都道府県の種苗生産施設間での連携・分業等による共同種苗生産体制の構築を推進する。

地方の立場からすれば、とくに後段の 2 点（③と④）が今後の栽培漁業を円滑に推進し、効果あらしめるものにする上で重要な意味をもっている。なぜなら、全国の多くの種苗生産施設では老朽化が進み生産能力の低下が起きていることに加え、都道府県の財政状況の悪化や魚価の低迷による漁業者負担能力の低下等によって、もはや県単独では栽培漁業の継続すらも困難になりつつあるという厳しい現状があるからである。

そのような観点に立ち、山口県における栽培漁業の現状をご紹介しますとともに、今後の展開方向についての筆者の考えも述べてみたい。

1. 山口県における栽培漁業の現状

本県の栽培漁業は、県・市町・漁業者団体を構成員とする社団法人山口県栽培漁業公社（以下公社）と県下8地域に設置されている地域栽培漁業推進協議会が中心となって、推進されている。

公社は沿岸漁場整備開発法第15条に基づく「指定法人」であり、(社)山口県漁村振興協議会（S37.10. 設立）を母体として平成元年6月に発足した後、平成5年度以降は県から種苗生産業務等の委託を受け、県有施設である3つの栽培漁業センター（内海、外海及び外海第二）において種苗生産業務を行うとともに、県・市町・漁業者団体等から拠出された10億円の「栽培漁業推進基金」を活用した放流効果実証事業等を行っている。

また、本県では平成18年度から「指定管理者制度」が導入され、公社は指定管理者として栽培漁業センターの管理業務を県から受託（5年更新）する形で運営されており、近々公益法人制度改革に伴う「新公益法人」への移行も予定されるなど、国・県の制度改革に伴って公社の組織・運営の形態は大きく変化しつつある。

(1) 栽培漁業の財政基盤について

公社の経営がどのように変化してきたかを、県から種苗生産業務等の委託を受けた平成5年度以降の予算書で概観すると、収入予算の合計額は平成6年度から22年度までの16年間で約4割減少（5億92百万円→3億38百万円）し、そのうちの「栽培漁業推進基金」の運用益は低金利の影響を受けて約半分（31百万円→16百万円）に目減りしている。

一方、この間の支出予算を見ると、種苗生産業務に必要な事業費は約2割の減少（2億33百万円→1億86百万円）に止まっているが、管理費は5割を超える大幅な減少（3億40百万円→1億51百万円）を示している。

人件費が管理費の大きな部分を占めることから、公社では県出向者の削減と職員のフルプロパー化（併せて「若返り」）を積極的に進め、正規職員数を平成12年度から22年度の10年間で11名削減している（38名→27名）。しかし、こうした人員削減等による管理費の節減努力も、現状規模で事業を継続するとすれば限界に来ていると思われる。

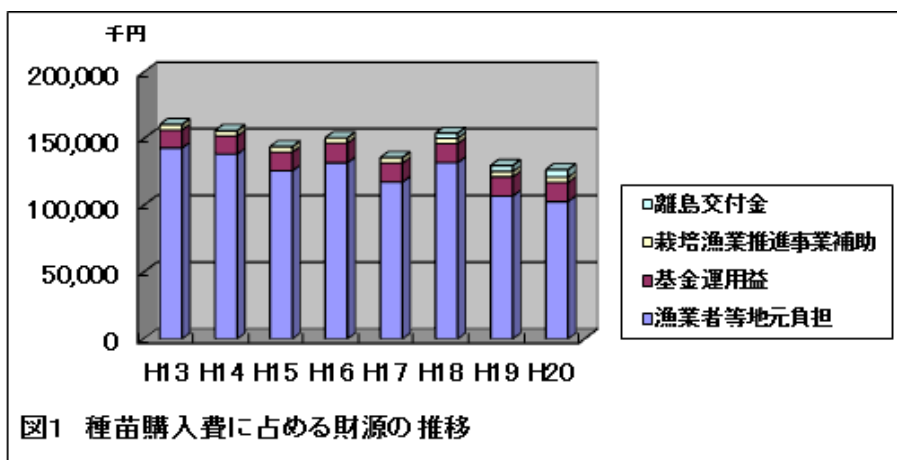


図1は近年の種苗購入費に占める財源の推移を示す。種苗購入費の総額は右肩下がり、

平成13年度から20年度までの7年間で21%減少（1億61百万円→1億27百万円）している。その大きな要因は漁業者等による地元負担額の減少にあり、種苗を購入する能力が近年急速に失われていることが分かる。この負担額は毎年約520万円ずつ減少しており、このまま推移すれば20年後には漁業者等による負担能力がゼロになってしまう計算である。実はこの傾向は本県の漁業生産額の落ち込みと大変よく似ており（H13年293億円→H20年228億円：22%の減少）、本県漁業の実態を反映したものだとも言えよう。

今後は「10億円基金」の運用益も低金利下で確実に減って行くと予測されることから、栽培漁業を推進するために必要な財政基盤の確立（財源の確保）を将来に向けてどうするのか、公社にとっては最も緊急かつ重要な課題になっている。

（2）種苗の需要動向について

公社では12魚種を放流、あるいは養殖用として販売しているが、これらのうちアカウニとマコガレイは他県産種苗であり、独自に種苗生産しているのは10魚種である。

表1は平成13～20年度の種苗別販売額であるが、統計的に有意な増加あるいは減少を示しているものは、（増加）カサゴ、アカウニ、（減少）マダイ、ヒラメ、クルマエビであり、カサゴ（4.4倍）、アカウニ（1.6倍）を除くと、他の種苗は横ばいもしくは減少している。

販売額が1千万円を超えた種苗は、平成13年度にはアユ（46百万円、以下同じ）、ヒラメ（29）、アワビ（26）、クルマエビ（22）、マダイ（10）の5種であったが、平成20年度にはアワビ（31）、アユ（29）、ヒラメ（14）、カサゴ（14）、クルマエビ（10）の5種となり、販売総額は34百万円の減少となった。

表1 魚種別種苗販売額の推移

（単位：千円）

魚種	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
マダイ	10,169	9,807	9,422	8,810	8,600	8,384	8,282	8,282
ヒラメ	29,323	18,757	16,092	15,112	13,239	14,354	15,429	14,254
トラフグ	4,444	5,769	5,070	6,732	4,332	3,765	3,777	3,937
カサゴ	3,129	2,293	7,144	11,877	8,952	12,157	9,289	13,829
アワビ	26,151	27,515	32,710	26,062	26,753	28,385	33,418	30,887
アカウニ	2,553	2,143	1,734	1,979	1,952	3,140	3,140	4,054
クルマエビ	21,639	21,049	19,335	17,167	16,857	9,602	10,522	10,170
アユ	45,639	51,217	34,670	48,781	44,694	60,302	35,160	29,240
その他	17,635	17,556	17,834	14,242	10,581	14,138	10,908	12,253
合計	160,682	156,106	144,011	150,762	135,960	154,227	129,925	126,906

図2は各種苗の販売額の全体に占める割合を平成13年度と20年度で比較した。増加したのはカサゴ（9%）、アワビ（8%）、アカウニ（1%）等であり、減少したのはヒラメ（7%）、クルマエビ（5%）、アユ（5%）、クロダイ（2%）等である。

以上のように、近年増加している放流用種苗はカサゴ、アワビ、アカウニのように移動の少ない「定着性種」である一方、減少傾向にある放流用種苗はマダイ、ヒラメといった「回遊性種」であることが分かる。

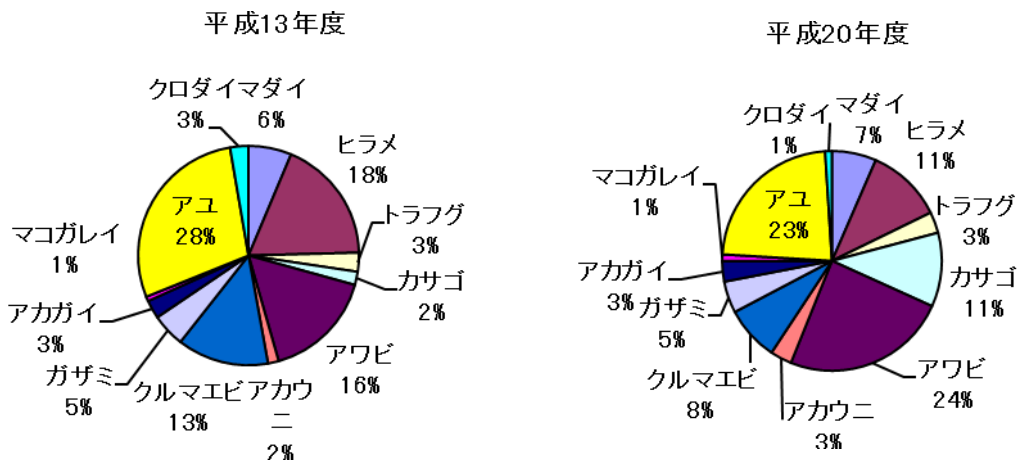


図2 種苗別販売割合の変化（平成13年度と20年度の比較）

したがって、本県で技術開発中のキジハタ、アマダイ、アサリ等を含めて、漁業者等の間でますます強まると予想される「定着性種」に対する需要の増大に応じて行くと同時に、需要が低下傾向にある「回遊性種」への対応をどうするかが、公社にとっての今後の大きな課題である。

(3) 種苗の放流効果について

漁業者サイドにおける需要の変化は、種苗購入費の負担が厳しくなっている状況下で「放流効果を実感できるかどうか？」が大きな要因になっていると考えられる。

そこで、7魚種（マダイ、ヒラメ、トラフグ、カサゴ、クルマエビ、ガザミ、アワビ）の放流効果について、本県の魚種別種苗放流実績と農林水産統計・県別・魚種別漁獲量による分析を試みた。放流効果を正確に分析するためには市場調査に基づき漁獲物に占める放流魚の割合を年級群毎に求めて累積する必要があるが、ここでは「簡便法」として、ある年の放流数とその主群が漁獲サイズに達する年における漁獲量との相関を分析した。

その結果、マダイ、カサゴ、クルマエビ及びアワビについては、放流数と漁獲量との間に統計的に有意な相関関係が認められたので、この4魚種に限って以下に報告する。このような相関関係の分析はマクロな手法であり、範囲と期間が限定されたデータに基づく単純な（直線的）関係を前提としたものであることはいままでもない。

① マダイに関して

図3に県全体のマダイの漁獲量と放流尾数（50mm種苗）の推移を示した。近年におけるマダイの漁獲量は比較的安定しており、放流尾数も180万尾前後で推移している。

図4はマダイの放流尾数と3年後（主な漁獲サイズ）の漁獲量の散布図であるが、放流尾数が多いほど3年後の漁獲量は減る傾向が認められ、相関係数は統計的に有意（有意水準5%。以下同様）である。

鹿児島湾では、100万尾規模のマダイ種苗の放流を30年以上続けた結果、天然魚の漁獲が有意に減少して放流魚による置き換えが生じている可能性が示唆されており¹⁾、本県においても同様の現象が懸念される。

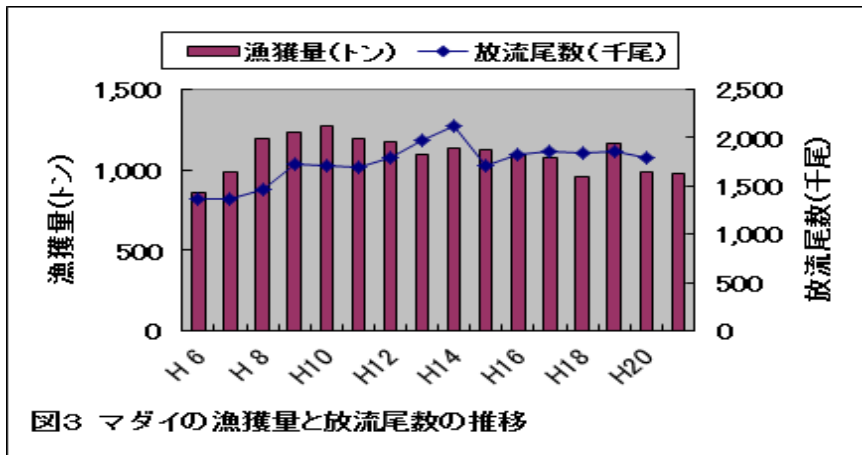


図3 マダイの漁獲量と放流尾数の推移

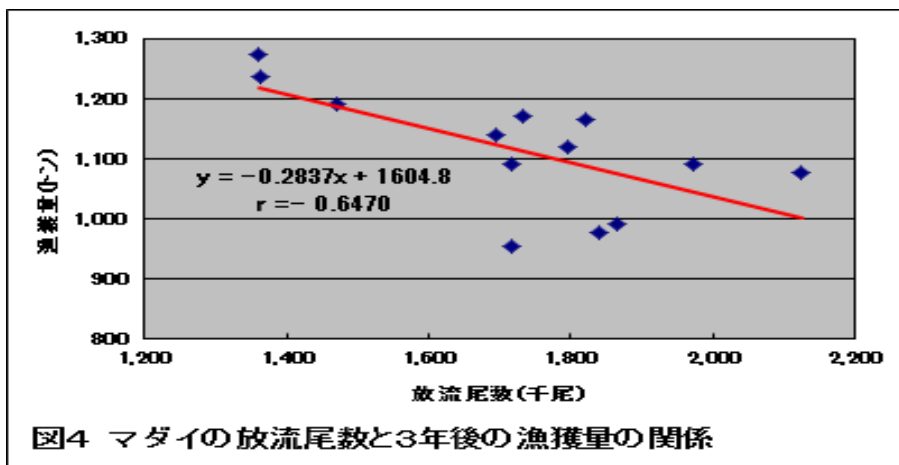


図4 マダイの放流尾数と3年後の漁獲量の関係

県水産研究センターは、腹鰭を抜去した人工種苗の標識放流によって、瀬戸内海では 5～8%の混獲率を示すことから「効果あり」と判定しているが、日本海では「判定不能」としている。

マダイについては日本海側と瀬戸内海側とに区分した放流尾数、漁獲量のデータが得られるので、これを元に海域を区分して図4と同様な散布図を作成し、相関係数と回帰直線を求めた結果を図5、図6に示した。

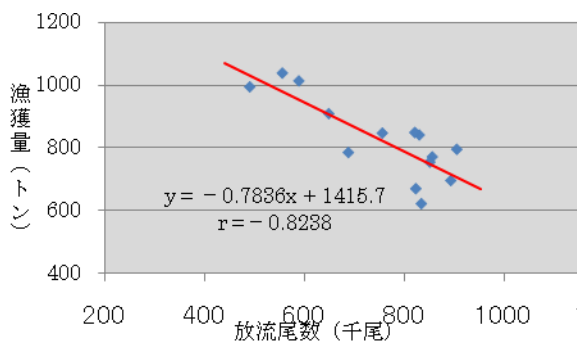


図5 日本海側についての散布図と回帰直線

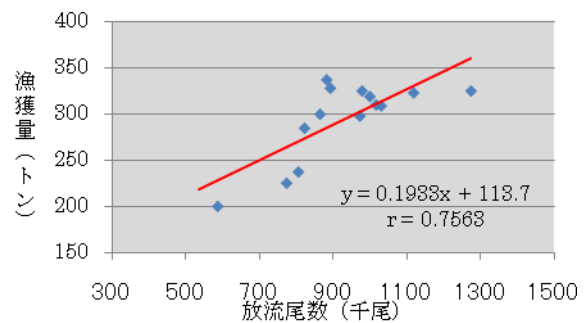


図6 瀬戸内海側についての散布図と回帰直線

図5（日本海側）からは負の相関係数（-0.8238）が得られた。このような負の相関関係は、山口県内で放流されたマダイ種苗の県外への逸散等を示唆しているかも知れない。

で、この検証が必要となろう。一方、図6（瀬戸内海側）からは正の相関係数（0.7563）が得られ、これらの相関係数は何れも有意であった。これらの結果から判断すれば、人工種苗の放流は瀬戸内海側では効果が認められるが、日本海側ではそうではない。瀬戸内海側では回帰直線の係数（0.1933）から、1千尾の放流が3年後には193.3kgの漁獲増をもたらすことになる。3年魚の平均体重²⁾を558gとすれば、346尾の漁獲増につながることから、人工種苗の回収率は34.6%となる。この値は県水産研究センター²⁾が鼻孔異常の混獲率から求めた回収率13%に比べると2.7倍であるが、その原因として市場調査における鼻孔異常の検出率の問題が考えられる。

マダイは回遊性種であるため、本県独自の判断は必ずしも適当ではないが、今後は放流海域や放流規模等を見直す必要があるだろう。

② カサゴに関して

図7に県全体のカサゴの漁獲量と放流尾数（60mm種苗）の推移を示した。カサゴの漁獲量は、農林水産統計では平成19年以降は魚種別の数値が掲出されなくなったため最近の状況は不明であるが、150トン前後で比較的安定しているように見られる一方、放流尾数は顕著に増加している。

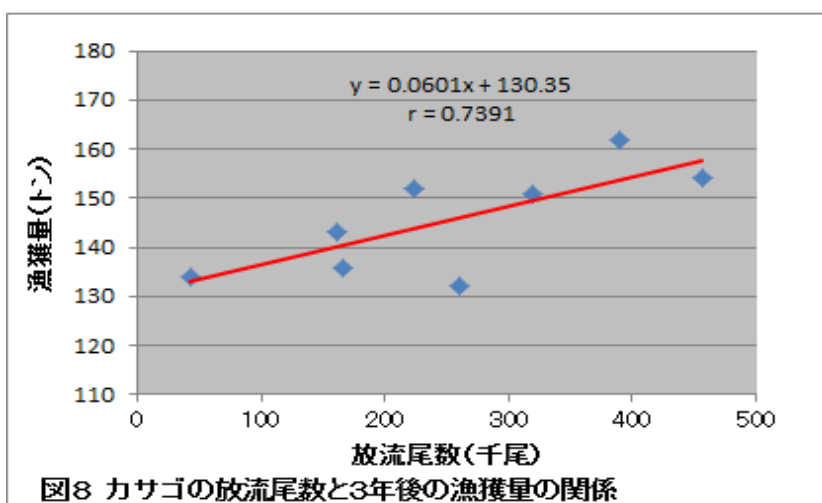
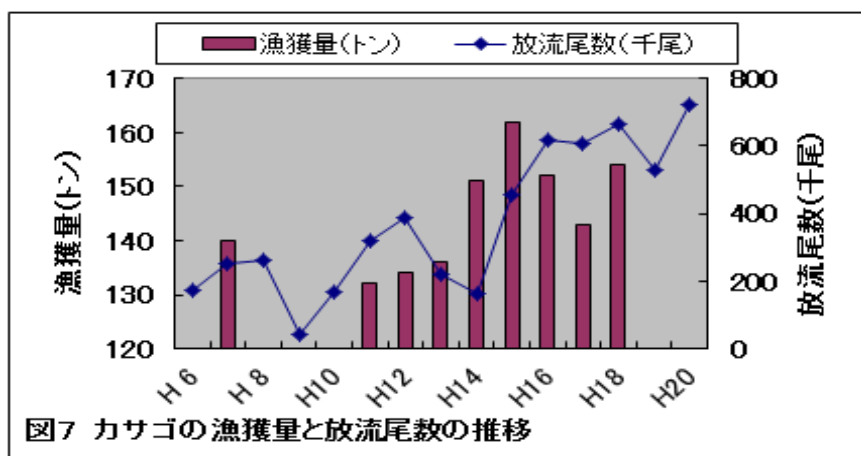


図8はカサゴの放流尾数と3年後(主な漁獲サイズ)の漁獲量の散布図であるが、放流

尾数が多いほど3年後の漁獲量は増える傾向が認められ、相関係数は統計的に有意である。

回帰直線の係数(0.0601)から、カサゴ種苗1千尾の放流は3年後に60.1kgの漁獲増をもたらすことになる。3年魚の平均体重は150gであるから、401尾の漁獲増につながるの
 で、ここから計算される人工種苗の回収率は40.1%となる。なお、昭和49年に県外海水産試験場が行ったピーターセン型標識による成魚放流(20~25cmサイズ)では、放流地点から4km以内の範囲で再捕率47.6%という結果を得ている³⁾。

種苗放流の経済効果を試算すれば、放流経費が1千尾当たり30千円(60mm種苗単価30円/尾)であるのに対し、漁獲金額は60.1千円(市場単価1千円/kg)と2.0倍になる。

このように、定着性の強いカサゴは高い放流効果が認められる魚種であることから、近年の放流用種苗に対する需要の増加につながっているものと考えられる。

③ クルマエビに関して

図9に県全体のクルマエビの漁獲量と放流尾数(50mm種苗)の推移を示した。近年におけるクルマエビの漁獲量は急激に減少しており、放流尾数についても継続的に減少し、現在は平成6年度の3分の1程度となっている。

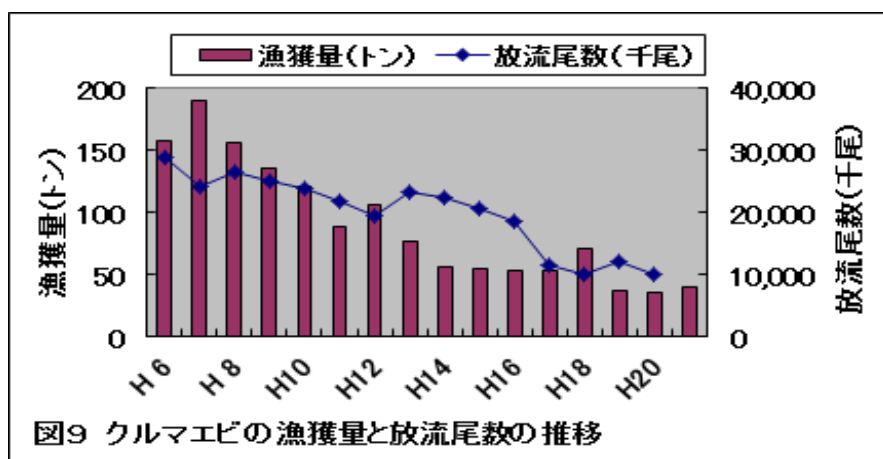


図9 クルマエビの漁獲量と放流尾数の推移

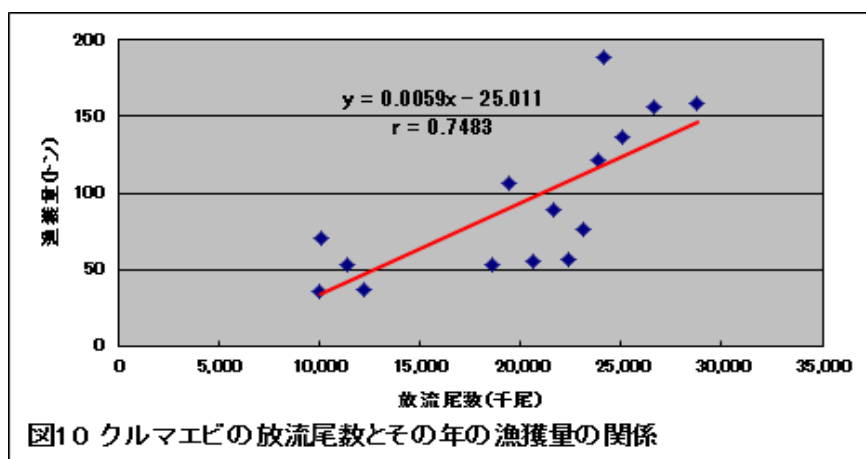


図10はクルマエビの放流尾数とその年(主な漁獲サイズ)の漁獲量の散布図である。放流尾数が多いほどその年の漁獲量が増える傾向が認められ、相関係数は有意である。これはまた、瀬戸内海全体の傾向ともよく一致している⁴⁾。

回帰直線の係数(0.0059)から、クルマエビ種苗1千尾の放流は5.9kgの漁獲増(40g/

尾×148尾) につながると見られ、回収率は14.8%と推定される。なお、瀬戸内海東部海域6府県における大型種苗(50.9mm。本県での放流サイズもほぼ同様)の再捕率は22.1%との報告⁵⁾がある。図10から経済効果を試算すると、放流経費が1千尾当たり10.5千円(50mm種苗単価10.5円/尾)であるのに対し、漁獲金額は23.6千円(市場単価4千円/kg)と2.2倍になる。

このように高い放流効果が裏付けられるにもかかわらず、クルマエビ種苗の需要が近年急速に減少している原因については、筆者は次の三点が大きいと考える。一点目は、平成5年(1993年)春に西日本のクルマエビ養殖場で初めて発生して以来、全国各地の養殖場で猛威をふるっている急性ウイルス血症(PAV)が海域へもまん延して放流効果を低下させるのではないかと、との懸念が広がっていることである。二点目は、図11の単価比較に示すように、天然物は養殖物の1/2~2/3の価格で取引されており、漁獲量が減少しても値段が上がらないため、漁業者の間には安値感が広がっていることであり、三点目は、放流場所である干潟の減少や漁場底質環境の悪化が進行していること⁶⁾である。

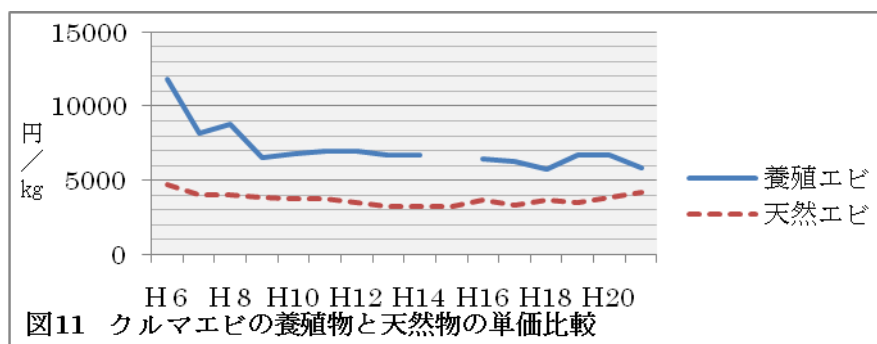


図10のプロットの時系列は右上から左下に向かっており、今後放流数を増大させた場合にその効果が必ずしも再現できる保証が得られるとは限らないが、上述のようにクルマエビは高い費用対効果が期待できる魚種であることから、効果を漁業者に対して積極的に普及啓発していくことが重要と思われる。

④ アワビ類に関して

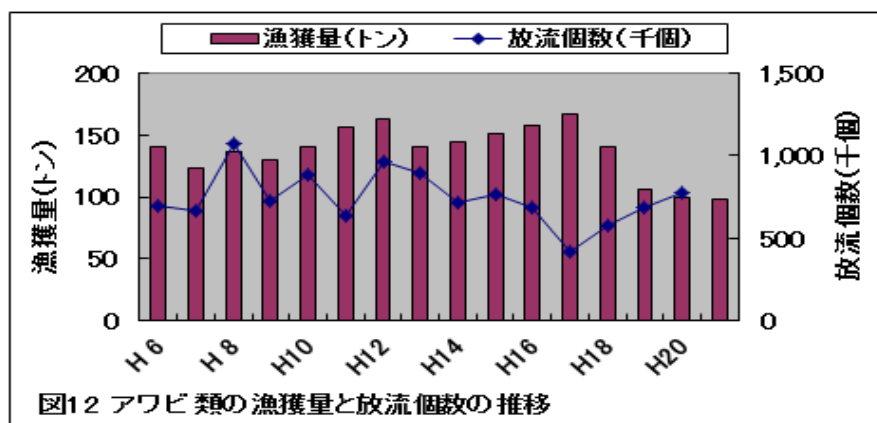


図12に県全体のアワビ類の漁獲量と放流個数の推移を示した。アワビ類の漁獲量は平成17年度以降減少傾向にある。一方、放流個数は「筋萎縮症」の発生によるクロアワビの生産減で需要は一時減少傾向にあったが、紫外線照射海水による疾病防除対策の導入によっ

平成 17 年度を境に増加に転じている。平成 22 年度における種苗生産量の内訳は、クロアワビ 69%、メガイアワビ 29%、エゾアワビ 2%である。

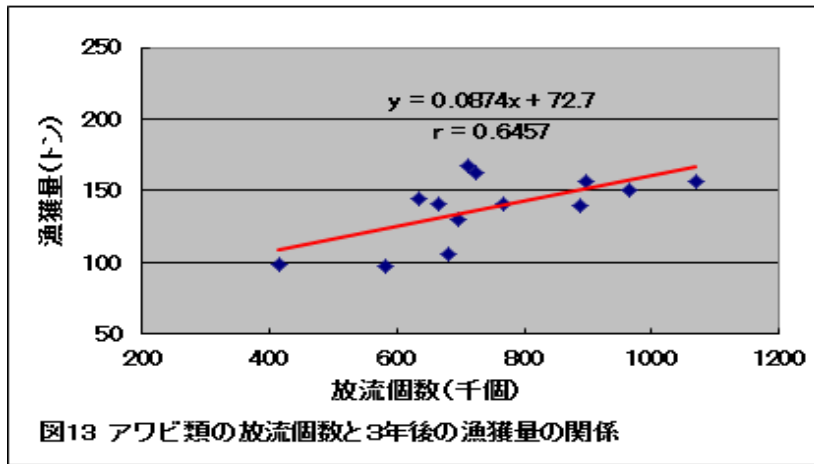


図 13 はアワビ類の放流個数と 3 年後 (主な漁獲サイズ) の漁獲量の散布図である。放流個数が多くなるほど 3 年後の漁獲量が増える傾向が明確に認められ相関係数は有意である。

回帰直線の係数(0.0874) から、アワビ種苗 1 千個の放流は 87.4 kg の漁獲増 (250g/個 × 350 個) につながる計算となり、回収率は 35.0% と推定される。経済効果を試算すると、放流経費が 1 千個当たり 90 千円 (30 mm 種苗単価 90 円/個) であるのに対し、漁獲金額は 481 千円 (市場単価 5.5 千円/kg) と 5.3 倍になる。

一方、県水産研究センターがアワビ類の種別放流効果を標識放流や殻色判定法等を用いて求めた結果は、表 2 に示すとおりである。

表 2 アワビ類の放流効果 (山口県水産情報システム・海鳴りネットワーク・種苗放流情報)

種 類	効果の判定	生残率・再捕率等
クロアワビ	効果あり	漁獲サイズまでの生残率 30~45%(注 1)、再捕率 22~25%(注 2)、漁業者からは効果ありとの評価
エゾアワビ	効果なし	再捕率 3~5%、角島では 11.2%、2~3 ヲ所効果ありとされているが、ほとんどの地区で効果なしとの評価
メガイアワビ	判定不能	本県では H8 年度より生産に着手し、H9 年度から放流を開始しているが、現在のところ効果は不明

注 1 宇田郷漁協の水揚げ資料から「De Lury 法」によって解析した結果

注 2 「殻色判定法」に基づく結果

2. 今後の展開方向

山口県の栽培漁業の現状について点検・分析してきたが、それは今や岐路に立っている状況にあり、今後の健全化を図るためには、以下に述べる二つの「視点」からの見直し・改革が必要だと私は考えている。一点目は、「栽培漁業の受益者」の問題についてである。アワビ・ウニ等の漁業権対象種を除けば、法律上は「無主物」とされ、誰が獲るとも分からない魚を放流する事業に対して、負担の多くを零細な沿岸漁業者に求めるこれまでの進め方には無理があったのではないだろうか。経費をかけて生産した人工種苗を放流し、漁業によって回収しようとする栽培漁業では、その効果を漁業者が実感し、納得しなければ

種苗生産が成り立たない仕組みになっている。

現在、全国の栽培漁業協会等は新公益法人への移行手続きを進めているが、栽培関連事業を、国民生活に不可欠な物資（食料等）の安定供給を目的とする「公益目的事業」の下に位置づけることにしている。つまり、公益性を担保するための「収支相償」の原則に基づき、法人自身の経営努力（赤字体質からの脱却）を前提としつつ、栽培漁業の本来の受益者は国民であるという認識の下で、公的支援が得られやすい環境づくりに努める必要があるということなのである。

二点目は、「国と地方の役割分担」の問題についてである。栽培漁業は、「三位一体改革」に伴う国庫補助金の一括交付金化と都道府県への税源移譲によって、平成18年度以降は都道府県等の自主的な取組として推進されている。しかし、『水産基本法』に基づくならば、広域に回遊する水産資源の保存・管理は元々国の役割に位置づけられるものであることから、栽培漁業の推進においても「広域種」の主体は国、「定着性種」は都道府県という明確な役割分担が求められる。

つまり、1.(3)「種苗の放流効果について」で述べたように、都道府県でその効果を実証できる魚種は、アワビ・カサゴ等の「定着性種」とクルマエビのような「小回遊性種」に限られるため、ヒラメ、マダイ、トラフグ等の「広域回遊性種」に係る栽培漁業については、今後は国が実施主体となり事業継続の必要性を含めて抜本的な見直しを検討すべきだと私は考える。

以上の点を念頭に置きつつ、本県栽培漁業における今後の展開方向について簡単に触れておきたい。なお、本県の『第六期栽培漁業基本計画』が正式な公表に至っていない（本年7月現在）ため、以下に示す展開方向は個人的見解に止まることをご了解願いたい。

表3は、前述の本県における種苗の需要動向と放流効果を踏まえた栽培事業の見直し方向についての私見である。

表3 栽培漁業の見直し方向（私案）

魚種	放流効果	種苗の需要	見直し方向
カサゴ	効果あり	急速に増加	需要の増大に対応するが、生息場が競合する新規魚種のキジハタとの調整を図る。
ヒラメ	瀬戸内海では効果はあるが、日本海は判定中(※)	横ばい	瀬戸内海・日本海ともに効果の検証に基づき放流規模の見直しを検討する。
マダイ	瀬戸内海では効果はあるが、日本海は判定中(※)	横ばい	瀬戸内海・日本海ともに効果の検証に基づき放流規模の見直しを検討する。
トラフグ	効果はあるが、漁獲量の減少が続き問題あり(※)	横ばい	関係県と連携した適地・集中放流を資源管理と併せて実施する。
クルマエビ	効果あり	急速に減少	漁業者への普及啓発を通じて、大型種苗の放流拡大に努力する。
ガザミ	効果事例はあるが、豊凶の変動が大きく不明	横ばい	放流を一時中断し、不漁の兆しが見えた時に再開する。
アワビ類	効果あり	近年増加	クロアワビを主体とする「増産体制」の確立と「防疫体制」を徹底する。

(※) 山口県水産情報システム・海鳴りネットワーク・種苗放流情報

また、図 14 は、本県栽培漁業の推進体制と今後の展開方向についての私案である。その骨子は、①種苗生産は、カサゴ・アワビ類・アサリ等の「定着性種」に重点を置いた体制へシフトする、②県内の放流事業は、ヒラメ・マダイ・ガザミの規模見直しや中止・中断も検討し、その分をカサゴ・キジハタ・アサリ等の「定着性種」及びクルマエビの大型種苗生産に当てる、③ヒラメ・トラフグ等の「広域種」については、可能な限り関係府県と連携した「海域栽培漁業推進協議会」の下で取り組むこと等である。

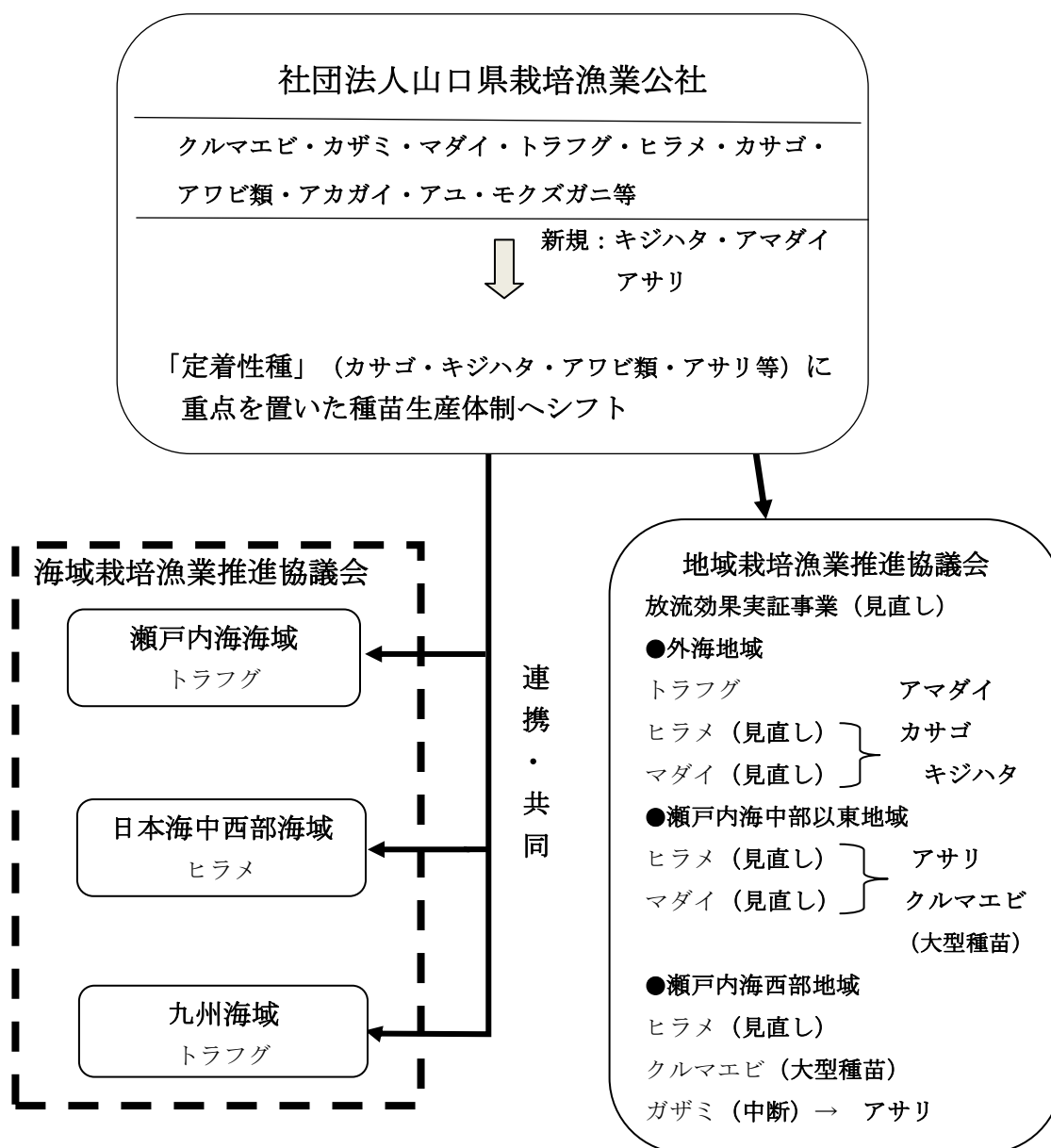


図 14 本県栽培漁業の推進体制と今後の展開方向(私案)

栽培漁業の財源確保がますます困難になると予測される状況下では、原点に立ち返って各種苗の放流効果を再度検証した上で、「費用対効果」の高い魚種に重点化していく必要があり、こうした事情は各都道府県とも同様であろう。

終わりに、我が国の栽培漁業は厳しい局面を迎えてはいるが、世界の追随を許さぬ誇れる「モノづくり」の体系であり、今後水産資源の回復（資源造成）と持続的利用に貢献することによって、「世界的モデル」としても発展し得る大きな可能性を秘めていることを強調しておきたい。

本稿をまとめるにあたり、丁寧なご指導と貴重なご助言をいただいた嶋津靖彦博士（本協会理事）に深く感謝の意を表します。 （元山口県水産研究センター所長）

主な引用文献

- 1) 浜崎活幸（2008） 第5章 環境変動と資源増殖，水産資源の増殖と保全，成山堂書店
- 2) 吉松隆司・木村 博・三村勝則（2007） 放流効果の検討把握（マダイ・ヒラメ：内海），平成18年度山口県水産研究センター事業報告，208-214
- 3) 松浦秀樹・道中和彦（1976） 魚類放流技術開発調査，昭和50年度山口県外海水産試験場報告，38-42
- 4) 水産庁増殖推進部栽培養殖課（2011） 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針について，豊かな海，23，6-10
- 5) 兵庫県立農林水産技術総合センター，水産技術センター（2003）瀬戸内海東部海域におけるクルマエビの放流効果，平成15年度農林水産研究情報
- 6) 和西昭仁（2005） 山口県周防灘における漁場底質環境，山口県水産研究センター研究報告第3号，125-136

~~~~~

### 事務局便り

本号に掲載した有菌氏の力作は、放流効果（人工種苗の放流とその回収率、経済的な効果を含む）をどのように判定するのかについて、放流数とそれらからの主群の回収年における漁獲量を対比させる方法によって統計的な有意性を検定している。同一県内における放流魚の回収の効果の評価することは、定着性の強い魚種による一代回収型の栽培漁業の原点であり、種苗放流経費を漁業者が負担するやり方においては根源的なものであろう。

ただし、この手法では、直接的な手法である標識-再捕データに基づく効果の推定値（標識の脱落率、発見率、報告率等の問題を含む）と比べて過大となる可能性が高いことを付記しておきたい。

JAFSTA NEWS への会員の皆様からの投稿を歓迎します。（嶋津）

~~~~~

当協会のホームページは2008年12月1日に開設され、会員のページには逐次会報を掲載してきました。また、水産研究開発関連のニュース（抄録）を掲載しました。その他は開設当初から十分な更新もしない状態でしたが、今回賛助会員のご協力を得てホームページの更新作業を進めています。完成後の更新作業は事務局が担当することとしますので、お勉強をしなければなりません。ご協力をよろしくお願い致します。（嶋津）

~~~~~

全国水産技術者協会のパンフレットを印刷中です。2年前に1000部作成した在庫がなくなりましたので、賛助会員のご協力を得て最新版の原稿を作成しました。会員の皆様が新たな入会希望者を勧誘する際にもお役立て下さい。ご連絡をいただければ郵送します。

~~~~~

会員の獲得について考えること～会員の皆様のご意見をお聞かせ下さい～

当面「各都道府県に少なくとも1人の正会員の配置」を今年の目標に掲げて活動を進めているところですが、これは当協会が研究業務経験者の全国組織として当然目指さなければならない方向です。当協会は公的な研究機関業務を経験したOBを中心として設立されましたが、以前からの懸案である民間の研究開発・調査業務等経験者を会員として迎え入れる活動を積極的に展開しなければならないと考えています。

一方、当協会は公的な研究機関業務を経験した者で構成されていることが一般の法人や株式会社との大きな違いとして社会から受け止められており、このことが事業等を受託する上で相当程度寄与しているものと推察されます。それゆえ、会員の獲得のために民間から正会員を無制限に受け入れることは、協会の今後の事業活動に大きな影響を及ぼすことになるのではないかと懸念があるかもしれません。何らかの条件を設定して、これを満たす者を正会員として迎えるやり方を工夫する必要があります。

これまでの事務局内の議論を整理すると、民間の研究開発・調査業務等に従事してきた者を正会員として迎え入れることについて異論はないが、その際は学位又は技術士を所持していること等を条件としてはどうか、との意見があります。

また、他の考え方として、当協会の会員は正会員と賛助会員とがあり(定款第8条)、「賛助会員は、この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び法人とする。」と規定しているので、上記の条件に関わらず個人賛助会員として迎え入れるとができるのではないかと意見もあります。

いずれにしても、当協会は他の社団法人や株式会社に比較した会員構成の特異性に基づく優位性を維持しつつ、会員の拡大を図っていくことが重要と考えられます。

なお、入会の手続きについては、「会員になろうとする者は、会長が定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。」(定款第9条)と規定されています。しかし、入会申込書が提出されるたびごとに理事会に諮ることはできないので、会長と理事長とが協議して会員としての資格を備えていると認められる者については、入会申込書を受理して総会前に開催される理事会に諮って承認を受けることとしています。

以上のように、開かれた協会を作り上げるためには、公的な研究機関出身者ばかりでなく積極的に民間出身者を受け入れることが必要であるとの意見は事務局内でも一致しているところです。会員の皆様のご意見をお聞かせください。

一般社団法人 **全国水産技術者協会**

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル

TEL 03-6459-1911 FAX 03-6459-1912

E-mail zensuigikyo@jfsta.or.jp URL <http://www.jfsta.or.jp>